



素人でも出来た!!
自分で給料差押さえをする方法!
立ち読み版

*本書は製品版の「給料差押、強制執行手続きキット」の一部(2,5,6,7,12,18,30,44 ページを抜粋)をご覧頂けるものです。

製品版では全ページをご覧頂けます。また、製品版では PDF ファイルを利用したダウンロード版の他、PC 操作に不慣れな方のために冊子と CD-R 及び、PC が使えない方のためのひな型書面をご自宅へお届けする通信販売にも対応しております。

本書の内容はすべて、著作権法によって保護されています。行政書士柴田法務事務所の許可が無い限り、本書の情報をコピー、加工、修正、あるいは配布することはできません。許可なく上記行為を行われた場合は、「法的措置」を取ることを予めご承知おきください。

目次

はじめに	3
給料差押え手続きに必要なものは？	7
（強制執行手続き 公正証書編）	
公正証書の正本を用意しましょう！	8
委任状 書式例	10
送達証明書を手にいれよう！	11
（強制執行手続き 調停調書編）	
調停調書の正本を用意しましょう！	12
送達証明書を手にいれよう	14
（強制執行手続き 公正証書・調停調書 共通）	
債権差押命令申立書を作成しよう！！	15
債権差押命令申立書 書式例	16
当事者目録を作成しよう！	17
当事者目録 書式例	18
請求債権目録を作成しよう！	19
請求債権目録 書式例	20
差押債権目録を作成しよう	24
差押債権目録 書式例	25
父親の勤務している会社の登記簿謄本を取得しよう！	30
会社の登記簿謄本 取得用紙記入例	31
住民票等、収入印紙、郵便切手の取得	32
会社からお金を支払ってもらいましょう！！	34
取立届 書式例	35
各地の地方裁判所の紹介	38

3~4 ページは立ち読み版のためご覧頂けません。

立ち読み版のためこの部分をご覧頂けません。

養育費を給料天引きでもらえる？

養育費（婚姻費用含む）以外で給料差押さえをしようとした場合には、支払い期限を迎えたお金しか差し押さえることができません。例えば、100 万円を毎月 10 万円の返済の約束で貸した場合に 6 ヶ月目の返済をしてもらえなくなったときに、差押さえ手続きとしても差押さえできるのは 6 ヶ月目の 1 月分だけなのです。つまり、10 万円だけです。（支払いが滞った場合に残額の一括返済を取り決めた特約がある場合は除く）

ところが養育費については、支払いが滞ることが 1 回でもある場合に、給料を差押える場合には、過去の未払い分だけではなく、同時に将来分も差押えることができます。

将来分も同時に差し押さえるというのは意味が分かりづらいかもしれませんが。簡単に説明をすると、これから会社から父親に支払われる給料も毎月天引きのような形で、会社から直接養育費として受け取ることが可能になるということです。

給料の差押えできる金額は、養育費の場合には、給料の総額から税金と社会保険料を引いた残額の 2 分の 1 までです。養育費（婚姻費用含む）以外の理由で給料を差押さえる場合では、4 分の 1 までとなっていますから養育費というのはある意味特別に保護された権利ともいえます。

上記の説明だけでは、いまいちイメージが掴めないと思うので具体的な例を見ていきましょう。

(給料が月 20 万円の場合)

$$20 \text{ 万円} \times 1/2 = 10 \text{ 万円} = \text{差押え可能な金額}$$

(給料が月 40 万円の場合)

$$40 \text{ 万円} \times 1/2 = 20 \text{ 万円} = \text{差押え可能な金額}$$

さらに、“給料の総額から税金と社会保険料を引いた残額の 2 分の 1” が 33 万円を超えるときは 33 万円が差押えできない金額になりますので、その以外の部分が差押え可能となります。

この場合についてもイメージを掴みにくいと思うので、具体的な例を見ていきましょう。

(給料が月 70 万円の場合)

$$70 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円} = 37 \text{ 万円} = \text{差押え可能な金額}$$

(給料が月 100 万円の場合)

$$100 \text{ 万円} - 33 \text{ 万円} = 67 \text{ 万円} = \text{差押え可能な金額}$$

* 上記給料の月額、税金と社会保険料を引いたあとの金額として計算しています。

給料差押さえ手続きに必要なものは？

それでは、給料差押さえをするために必要な書類としてどのようなものがあるのかを見ていきましょう。

立ち読み版のためこの部分をご覧頂けません。

以上の書類などが必要になります。③～⑥の必要部数については申立をする裁判所にお問合せください。申立をする裁判所は、父親の住む場所を管轄する裁判所です。

どこの裁判所が管轄になるか分からない場合は、こちらのHPでも確認可能ですし、お近くの裁判所（P38に全国の裁判所問合わせ先掲載）に電話をして父親の住所を告げて管轄の裁判所を教えてもらっても良いでしょう。

<http://www.courts.go.jp/saiban/tetuzuki/kankatu/index.html>

上記の書類の種類をざっと見ただけで数が多く圧倒されてしまうかもしれません。しかし、一つ一つ用意していけば問題ありませんので、一つ一つ揃えていきましょう。

それでは、順番に見ていきましょう。

8~11 ページは立ち読み版のためご覧頂けません。

(①の書類用意 調停調書編 *公正証書ご利用の方は先にお進みください*)

①調停調書の正本を用意しましょう！

調停調書の正本とは、家庭裁判所で離婚調停をした際に、調停成立時に作成される取決めをまとめた書面のことです。あなたは調停調書の正本を受け取っているはずです。あなたの保管している調停調書に“正本”と記載してあるか確認してください。

あなたの手元に調停調書の正本が無い場合は、離婚調停をした家庭裁判所で調停調書の正本を交付してもらうことが可能です。(郵送でも取得可能ですが、送達費用として 1,050 円がかかります)

立ち読み版のためこの部分をご覧頂けません。

しかし、執行文が必要な場合もやるべきことは簡単です。あなたが調停調書を作成した家庭裁判所で「執行文」を付けてもらえば良いだけです。あなたが調停調書を作成した家庭裁判所に調停調書の正本を持参して執行文を付けてもらいましょう。(手数料 300 円)

なお、この調停調書を“**債務名義 (さいむめいぎ)**”とも呼びますので、裁判所などで債務名義と言われたら調停調書のことだと思ってください。

以上の執行文付与の手続きで注意が必要なのは、手続きが可能な家庭裁判所が「調停調書を作成した家庭裁判所」だけというところです。

つまり、あなたが離婚後に遠方に引っ越した場合などであっても、その家庭裁判所で手続き

13~17 ページは立ち読み版のためご覧頂けません。

当事者目録

「債権者」とはあなたのことです

〒123-4567 東京都〇〇区〇〇町〇番地
債権者 〇〇〇〇

公正証書 or 調停調書に記載してある住所・名前と、申立時の住所・名前と違う場合は、続けて次のように記載します。

↓ここには、公正証書・調停調書に記載してある住所・名前を記入。

立ち読み版のためこの部分をご覧頂けません。

そして、このようなときに公正証書に記載してある、あなたと、申立をするあなたが同一人物である証明をするために戸籍や住民票で証明をする必要があります。父親側の住所が変更されている場合の記載例も同様で、住所が変更されたことを証明する戸籍や住民票も必要となります。

〒987-6543 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
債務者〇〇〇〇

「債務者」とは父親のことです

〒999-3333 東京都〇〇区〇〇町〇〇番地
第三債務者 株式会社 〇〇
代表者代表取締役〇 〇 〇

立ち読み版のためこの部分をご覧頂けません。

19~29 ページは立ち読み版のためご覧できません。

⑦父親の勤務している会社の登記簿謄本を取得しよう！

*父親が公務員、自営業者の元で勤務している場合は不要な作業となります。

さて、ここからは書類の作成ではありません。会社の登記簿謄本（コンピュータ化された法務局での正式名は、「登記事項証明書」）と言っても普段普通に生活をしていれば接することが無いものだと思います。また、この登記簿謄本を「資格証明書」などと言ったりもします。

簡単に説明をすると人間にとっての戸籍謄本みたいなものです。会社の名前や住所を法務局に備え付けてある用紙に記入して提出します。この際登記印紙が1000円分必要（法務局で購入可能）となります。取得する証明書の種類を選択するところがありますが、ここでは“③代表事項証明書”を取得しておきましょう。全部事項証明書（謄本）などを取得しても問題ありませんが、大きな会社の場合は書類の量がとても多くなるので、“③代表事項証明書”の取得をしておけば良いでしょう。

ちなみに、会社の所在地の法務局が遠い場合も現在では多くの法務局が、コンピュータ化されているためあなたの住所地の法務局でも取得可能です。万が一、会社所在地の法務局がコンピュータ化されていない場合には会社所在地の法務局に出向くか、郵送で取得する必要があります。注意が必要なのは、発行から1ヵ月以内のものが必要なので、作成しなければならない書類が完成してから取得した方が確実といえます。なお、住民票や戸籍謄本についても発行から1ヵ月以内のものを用意する必要があります。

・派遣社員の場合は？

立ち読み版のためこの部分をご覧できません。

・支店に勤務している場合は？

立ち読み版のためこの部分をご覧できません。

・会社組織ではない自営業者の元で働いている場合は？

立ち読み版のためこの部分をご覧できません。

31~43 ページは立ち読み版のためご覧頂けません。

さて、ここまで「給料差押、強制執行手続きキット」の立ち読み版をご覧頂きましたがいかがでしたでしょうか？本手続きキットは誰でも簡単に手続きができるようになることを目的に作成されたものです。立ち読み版をご覧頂いた上で、自分で手続きをしてみたいと思った方はご購入をご検討頂けましたら幸いです。

現在は19,800円の価格を月間先着10名様までは14,800円の割引価格で提供させて頂いております。弁護士に依頼をすると10万円の着手金+成功報酬数十万円がかかる手続きが自分でできるのですから、価格的にはお得だと自信を持っています。

本手続きキットによって、あなたとお子さんの生活が変わることを心より願っています。

著 者・柴田崇裕

販売、発行・行政書士柴田法務事務所

鳥取県米子市富士見町2-16 3F

Tel : 0859-34-9158

Fax : 050-3544-7477

Mail:office-s.t@rikon-web.jp

本書の内容はすべて、著作権法によって保護されています。行政書士柴田法務事務所の許可が無い限り、本書の情報をコピー、加工、修正、あるいは配布することはできません。許可なく上記行為を行われた場合は、「法的措置」を取ることを予めご承知おきください。